職務経歴書 (作成日平成〇〇年〇〇月〇〇日)

履歴

平成18年4月 □ □ 入社

平成20年4月 業務部へ配属

平成23年4月 業務部 ○○係長に就任

係長として重度知的障害者の指導を4年間従事 ※3

平成27年5月 職場支援員を併任

資 格

平成23年4月 障害者職業生活相談員講習受講修了 ※2

【職務経歴書作成の注意点】

- ※1 職場支援員自身が作成し、署名もしくは記名押印が必要です。
- ※2 職場支援員は、次のいずれかの要件を満たす者です。
 - (4) 精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師 又は障害者雇用促進法第24条に規定する障害者職業カウンセラーの試験に合格しかつ指定の 講習の受講を修了した者
 - (ロ) 特例子会社(障害者雇用促進法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主に係る同項に規定する子会社をいう。)又は重度障害者多数雇用事業所(障害者雇用促進法施行規則第22条第1項第1号に該当する事業所をいう。)での障害者の指導・援助に関する実務経験が2年以上ある者
 - (ハ) 障害者雇用促進法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」 という。)第5条第13項に規定する就労移行支援を指定障害者福祉サービス事業に該当するも のとして行う法人などの障害者の就労支援機関において障害者の就業に関する相談の実務経 験が2年以上ある者
 - (二) 障害者雇用促進法第79条第1項に規定する資格認定講習を受講した、又は現に障害者職業生活相談員として届け出られた者であって、当該受講修了又は届け出の日以後に、障害のある労働者の職業生活に関する相談、指導、援助に関する実務経験が3年以上ある者
 - (本) 職場適応援助者を養成するための研修(雇保則第118条の3第4項第2号若しくは同第3号 イに規定する研修又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「障害者雇用促進法 施行規則」という。)第20条の2の3第2項又は第3項に規定する研修)を修了した者
 - 労働安全衛生法第13条に基づき支給対象事業主が企業内に配置する産業医以外の医師
- ※3 有資格者以外の職場支援員には、上記内容の指導経験が必要です。

職場支援員の要件を満たす職務経歴が判断できるように作成してください。